

《 目 次 》

1 編 総 則

1 章 計画の策定方針	1-1
1 節 計画の目的	1-1
2 節 計画作成機関	1-1
3 節 計画の位置付け	1-1
4 節 計画の内容	1-2
2 章 計画の運用	1-3
1 節 計画の修正	1-3
2 節 実施要領及びマニュアル等の策定	1-3
3 節 計画の習熟	1-3
3 章 西宮市の防災目標	1-4
4 章 防災機関等の役割と処理すべき事務又は業務	1-5
1 節 市民及び各機関等の役割	1-5
1. 市民の果たすべき役割.....	1-5
2. 自主防災組織及び地縁団体の果たすべき役割.....	1-5
3. 事業所の果たすべき役割.....	1-5
4. 市が果たすべき役割.....	1-5
5. 指定地方行政機関が果たすべき役割.....	1-5
6. 指定公共機関及び指定地方公共機関が果たすべき役割.....	1-6
2 節 指定地方行政機関、指定公共機関等の事務又は業務	1-6
1. 市及び県	1-6
2. 指定地方行政機関.....	1-6
3. 自衛隊	1-7
4. 指定公共機関	1-7
5. 指定地方公共機関等.....	1-8
3 節 西宮市の地域防災組織	1-9
1. 西宮市の地域防災組織.....	1-9
2. 西宮市防災会議	1-9
3. 西宮市災害対策本部.....	1-9

5章 西宮市の災害危険性	1-10
1節 西宮市の自然条件	1-10
1. 西宮市の位置及び面積.....	1-10
2. 西宮市の地勢	1-10
3. 西宮市の地質	1-10
2節 西宮市の都市的条件	1-11
1. 人口	1-11
2. 建物	1-11
3. 交通	1-11
3節 自然災害発生の危険性	1-12
1. 地震発生の危険性.....	1-12
2. 津波発生の危険性.....	1-15
3. 風水害発生の危険性.....	1-15
4節 事故災害発生の危険性	1-17
1. 放射性物質（危険物）流出(放出)事故の危険性.....	1-17
2. 大規模事故災害の危険性.....	1-18
3. 海上事故災害の危険性.....	1-19
6章 被害想定	1-20
1. 地震災害による被害の想定.....	1-20
2. 津波による被害の想定.....	1-22
3. 風水害による被害の想定.....	1-22

2編 災害予防計画

1章 住民との協働で防災に取り組む	2-1
1節 住民の防災力を向上させる	2-1
1. 日頃から防災意識を高める.....	2-2
2. 災害対応能力を高める.....	2-4
2節 家庭における防災力を向上させる	2-5
1. 家庭の防災力を向上する.....	2-5
2. 家庭内の安全対策を強化する.....	2-7
3節 自主防災組織の防災力を向上させる	2-8
1. 自主防災組織の活性化を図る.....	2-8
4節 事業所の防災力を向上させる	2-11
1. 事業所の防災活動体制を強化する.....	2-11
2. 事業所の防災への備えを強化する.....	2-12
5節 学校における防災力を向上させる	2-14
1. 学校における防災活動体制を強化する.....	2-14
2. 学校における防災教育・訓練を実施する.....	2-16
3. 私立学校園等との連携を推進する.....	2-17
6節 住民等における自発的な防災活動を促進する	2-19
1. 地区防災計画を作成する.....	2-19
7節 災害ボランティアとの協働体制をつくる	2-21
1. 災害ボランティア活動ネットワークを強化する.....	2-21
2. 災害ボランティアの育成を支援する.....	2-22
3. 災害関連NPOとの連携強化を図る.....	2-23
2章 災害に強いまちをつくる	2-25
1節 建築物の耐震化等を推進する	2-25
1. 公共建築物の耐震化を推進する.....	2-26
2. 一般建築物の耐震化を推進する.....	2-26
3. 居住空間に係る安全対策を推進する.....	2-28
4. その他の安全対策を推進する.....	2-29

2節	災害に強いまちづくりを推進する	2-30
1.	災害に強い市街地を形成する	2-30
2.	防災空間を整備する	2-31
3節	災害に強い社会基盤を整備する	2-33
1.	洪水・雨水出水・高潮・津波災害対策の推進	2-35
2.	土砂災害対策の推進	2-39
3.	土木構造物等の災害発生を防ぐ	2-44
4.	ライフライン施設等の災害発生を防ぐ	2-45
4節	防災拠点等を整備する	2-56
1.	防災基盤整備事業を活用する	2-57
2.	防災拠点を整備する	2-57
3.	危機管理センターを整備する	2-58
4.	防災装備等を整備する	2-59
3章	的確な防災情報処理を行う	2-60
1節	観測・情報通信機器を整備する	2-61
1.	市の通信基盤を整備強化する	2-61
2.	観測・情報通信システムを整備・強化する	2-61
3.	通信機器システムを整備強化する	2-62
4.	防災情報システムを整備する	2-63
2節	情報収集伝達体制を整備する	2-64
1.	災害情報収集・伝達活動の検討体制を整備する	2-65
2.	情報収集・伝達体制を強化する	2-65
3.	住民への情報提供方法を充実させる	2-67
3節	情報の管理・運用方法を強化する	2-69
1.	情報収集・伝達業務を整理・強化する	2-69
2.	情報管理・運用業務を整理・強化する	2-70
3.	災害防止に関する調査研究を推進する	2-71
4章	人的資源を確保する	2-72
1節	災害に強い組織をつくる	2-72
1.	初動体制を確立させる	2-73
2.	組織の運営体制を充実する	2-73
3.	各種応急危険度判定体制を整備する	2-74
4.	災害救助法運用体制を整備する	2-74

2節	災害に強いひとをつくる	2-77
1.	行動マニュアルを整備する	2-77
2.	防災研修及び防災訓練を実施する	2-78
3節	災害時の連携体制をつくる	2-80
1.	地方自治体の応援体制を充実する	2-81
2.	国・県・公的機関との連携を強化する	2-81
3.	専門家・専門機関等との連携を強化する	2-82
4.	市内の連携を強化する	2-82
5.	災害時応援協定の締結を推進する	2-84
6.	「公の施設」に係る指定管理者への指導・監督を行う	2-84
7.	広域応援派遣体制の整備及び受援計画を策定する	2-85
5章	災害から市民を守る	2-87
1節	消防・救急体制を整備する	2-87
1.	消防体制を強化する	2-88
2.	出火防止対策を強化する	2-89
3.	救急・救助体制を強化する	2-89
2節	応急医療体制を整備する	2-91
1.	初動医療体制を整備する	2-92
2.	後方医療体制を整備する	2-93
3.	医療品等を確保する	2-94
3節	安全に避難できる体制を整備する	2-96
1.	緊急避難場所・避難所を指定し周知する	2-97
2.	避難路を確保する	2-100
3.	避難支援体制を整備する	2-100
4.	浸水・土砂災害対策を充実させる	2-101
4節	要配慮者（災害時要援護者）を守り支援する	2-105
1.	要配慮者（災害時要援護者）の避難支援指針を策定する	2-107
2.	要配慮者（災害時要援護者）支援の意識を啓発する	2-107
3.	避難行動要支援者の避難を支援する体制を確保する	2-108
4.	避難行動要支援者の情報を把握する	2-109
5.	要配慮者（災害時要援護者）に対する情報伝達体制を確立する	2-111
6.	要配慮者（災害時要援護者）のための避難環境を整備する	2-111
7.	外国人等への支援対策を強化する	2-113
8.	在宅医療患者への支援を整理する	2-114

5節	大規模事故対策を充実させる	2-115
1.	放射性物質事故予防対策を推進する	2-117
2.	原子力発電所事故予防対策を推進する	2-119
3.	危険物流出事故予防対策を推進する	2-121
4.	海上事故予防対策を推進する	2-123
5.	雑踏事故予防対策を推進する	2-125
6節	帰宅困難者を支援する体制を整備する	2-127
1.	帰宅困難者に対しての方針	2-127
2.	一斉帰宅の抑制に対する啓発	2-128
3.	適切な情報提供	2-128
4.	一時滞在施設の確保	2-129
5.	帰宅支援対策を充実させる	2-129
7節	緊急輸送手段を確保する	2-131
1.	緊急輸送道路を確保する	2-131
2.	緊急輸送体制を整備する	2-133
8節	非常用物資を備蓄する	2-135
1.	食糧、飲料水及び生活必需品等を備蓄・調達する	2-136
2.	災害用資機材を備蓄・調達する	2-138
3.	備蓄品を管理する	2-139
9節	廃棄物対策を充実させる	2-141
1.	廃棄物処理相互応援体制を整備する	2-142
2.	災害廃棄物処理計画を更新する	2-142
10節	文化財を災害から守る	2-147
1.	文化財の予防対策を充実させる	2-147
2.	緊急時の対応体制を充実させる	2-148

3編 災害応急対策計画

1章 災害対策（警戒）本部の設置	3-1
1節 災害対策（警戒）本部を設置する	3-1
1. 災害対策（警戒）本部を設置する.....	3-1
2. 職員を動員配備する.....	3-4
3. 災害対策（警戒）本部を廃止する.....	3-6
2節 警戒態勢（連絡員待機体制）をとる	3-6
3節 災害警戒本部の運営	3-7
1. 災害警戒本部の組織.....	3-7
2. 災害警戒本部の運営.....	3-8
4節 災害対策本部の運営	3-10
1. 災害対策本部の組織.....	3-10
2. 災害対策本部の運営.....	3-12
2章 応援要請・受入れ	3-23
1節 広域応援を要請する	3-24
1. 兵庫県に応援要請する.....	3-24
2. 近畿2府7県に応援要請する（近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定）	3-25
3. 関西広域連合に応援要請する（関西防災・減災プラン）	3-25
4. 近隣市町に応援要請する.....	3-25
5. 中核市各市に応援要請する（中核市災害相互応援協定）	3-27
6. 防災関係機関及び協定締結民間団体等に応援要請する.....	3-28
7. 日本郵便株式会社に応援要請する.....	3-29
8. 専門家に応援要請する.....	3-29
9. 応援を受け入れる.....	3-30
10. 応援隊に撤収を要請する.....	3-30
2節 自衛隊に災害派遣を要請する	3-31
1. 自衛隊に災害派遣を要請する.....	3-31
2. 自衛隊に撤収を要請する.....	3-34
3章 災害情報の収集・伝達	3-35
1節 情報収集伝達体制を確立する	3-36
1. 情報収集伝達体制を確立する.....	3-36
2. 収集伝達に必要な機器・設備を確保する.....	3-37

2節	災害情報を収集・伝達する	3-39
1.	異常現象の通報を収集・伝達する	3-39
2.	関係機関による情報を収集・伝達する	3-39
3.	J-A L E R Tによる情報を伝達する	3-54
3節	被害情報を収集する	3-55
1.	被害概況を早期に把握する	3-55
2.	被害情報を収集する	3-55
3.	災害・被害情報を整理する	3-57
4節	災害・被害情報を伝達・報告する	3-59
1.	関係機関に情報を伝達する	3-59
2.	職員に情報を伝達する	3-59
3.	県等に被害を報告する	3-59
4章	災害情報の広報・広聴	3-65
1節	市民への広報を行う	3-66
1.	広報手段を確保する	3-66
2.	災害情報について広報を行う	3-66
3.	要配慮者（災害時要援護者）への広報活動を実施する	3-68
4.	観光客等に災害広報を実施する	3-68
5.	ホームレスに災害広報を実施する	3-68
2節	報道機関に情報提供を行う	3-69
1.	災害情報の報道を依頼する	3-69
2.	報道機関に災害情報を提供する	3-69
3節	市民からの広聴を行う	3-70
1.	市民相談・問合せ窓口を設置する	3-70
2.	安否確認情報を収集する	3-70
3.	広報内容を検討する	3-70
4.	市民からの要望等を処理する	3-71
5章	救急・救助活動の実施	3-72
1節	人命救助活動を実施する	3-73
1.	救助活動体制を確立する	3-73
2.	人命救助活動を実施する	3-73
2節	応急医療活動を実施する	3-74
1.	大規模医療活動体制を確立する	3-74

2.	初期医療活動を実施する.....	3-75
3.	広域搬送及び後方医療活動の支援を要請する.....	3-76
4.	医療関係ボランティアの支援を要請する.....	3-76
5.	医薬品等を確保する.....	3-77
3節	特殊な治療活動に対応する.....	3-78
1.	個別疾病患者に対応する.....	3-78
2.	大規模事故災害患者に対応する.....	3-78
3.	放射性物質事故災害患者に対応する.....	3-80
6章	消防活動の実施.....	3-81
1節	消防活動を実施する.....	3-82
1.	災害時活動体制を確立する.....	3-82
2.	消防活動を実施する.....	3-83
3.	広域応援を要請する.....	3-86
7章	土砂災害・高潮・洪水・竜巻に対する応急活動.....	3-88
1節	洪水・高潮への応急対策を実施する.....	3-89
2節	土砂災害等への応急対策を実施する.....	3-89
1.	土砂災害警戒体制を確立する.....	3-89
2.	危険箇所周辺を警戒監視する.....	3-89
3.	土砂災害等による被害の拡大を防止する.....	3-89
4.	警戒避難体制を確立する.....	3-90
3節	竜巻への応急対策を実施する.....	3-91
8章	原子力等事故災害に対する応急活動.....	3-92
1節	関係機関と連携する.....	3-94
2節	放射性物質事故の応急活動を実施する.....	3-95
1.	放射性物質の事業所外運搬災害等の情報を伝達する.....	3-95
2.	放射性同位元素取扱事業所災害等の情報を伝達する.....	3-96
3.	放射性物質の不法廃棄等情報を伝達する.....	3-96
4.	災害情報等の収集、報告を行う.....	3-97
5.	職員を動員配備する.....	3-97
6.	防災関係機関等と連携し職員を派遣する.....	3-97
7.	専門家への協力を要請する.....	3-97
8.	緊急時モニタリングを実施する.....	3-97
9.	災害広報と相談活動を実施する.....	3-98

10.	避難活動を実施する	3-98
11.	救急・救助活動を実施する	3-100
12.	消火活動を実施する	3-100
13.	飲料水、飲食物の摂取制限等を実施する	3-100
14.	放射性物質による汚染を除去する	3-100
15.	社会秩序の維持対策を実施する	3-100
3節	原子力発電所事故の応急活動を実施する	3-101
1.	情報の収集を行う	3-101
2.	動員の実施	3-101
3.	関係機関等との連携及び職員の派遣	3-101
4.	専門家への協力要請	3-101
5.	災害情報等の提供と相談活動を実施する	3-101
6.	モニタリング活動の実施	3-102
7.	屋内退避等の実施	3-102
8.	医療及び健康相談の実施	3-102
9.	飲食物の出荷制限、摂取制限	3-102
10.	県外からの避難者の受入れ	3-103
11.	放射性物質による環境汚染への対処	3-103
12.	各種制限措置の解除	3-103
13.	風評被害等の影響の軽減	3-103
14.	心身の健康相談体制の整備	3-103
9章	危険物流出事故に対する応急活動	3-105
1節	危険物等災害の応急対策を実施する	3-106
1.	危険物災害の応急対策を実施する	3-106
2.	高圧ガス災害の応急対策を実施する	3-107
3.	火薬類災害の応急対策を実施する	3-108
4.	毒物・劇物等災害の応急対策を実施する	3-109
2節	危険物等を積載する車両事故等の応急対策を実施する	3-110
1.	輸送事業者等による応急対策を実施する	3-110
2.	市及び防災関係機関による応急対策を実施する	3-110
10章	大規模事故に対する応急活動	3-112
1節	情報収集・伝達を行う	3-113
2節	大規模事故災害に対する応急活動体制を確立する	3-116
1.	応急活動体制を確立する	3-116
2.	市役所内における情報収集・伝達体制を確立する	3-116

3.	被害情報等の収集、報告を行う	3-118
4.	専門家・専門機関等に協力を要請する	3-118
3節	応急対策を実施する	3-119
11章	海上事故災害に対する応急活動	3-121
1節	関係機関と連携する	3-122
2節	情報の収集・伝達を行う	3-122
3節	海上事故災害の応急活動を実施する	3-123
1.	職員を動員配備する	3-123
2.	防災関係機関等と連携を行う	3-123
3.	応援を要請する	3-123
4.	災害広報を実施する	3-123
5.	消火活動を実施する	3-123
6.	捜索・救助活動を実施する	3-124
7.	救急・医療活動を実施する	3-124
8.	遺体の収容・処置を実施する	3-124
9.	緊急輸送活動を実施する	3-124
10.	流出油防除対策を実施する	3-124
11.	二次災害を防止する	3-125
12.	環境対策を実施する	3-125
12章	要配慮者（災害時要援護者）対策	3-127
1節	要配慮者（災害時要援護者）の支援体制を確保する	3-128
1.	庁内支援体制を確保する	3-128
2.	災害ボランティアと連携した支援体制を確立する	3-128
2節	要配慮者（災害時要援護者）に情報を伝達する	3-129
1.	各種情報機器により情報提供を行う	3-129
2.	関係団体等を通じて情報提供を行う	3-129
3節	安否確認・避難支援を行う	3-130
1.	要配慮者（災害時要援護者）及び避難行動要支援者の避難を支援する	3-130
2.	要配慮者（災害時要援護者）の被害状況を把握する	3-131
4節	要配慮者（災害時要援護者）のニーズを把握する	3-132
1.	被災者を対象とした調査の実施	3-132
2.	対象者に応じたサービスを提供する	3-132

5 節	避難所での生活を支援する	3-134
1.	避難所の環境を整備する	3-134
2.	療養中の要配慮者（災害時要援護者）のための医療体制を確保する	3-135
6 節	応急仮設住宅への入居等を支援する	3-137
1.	応急仮設住宅への入居を支援する	3-137
2.	応急仮設住宅での生活を支援する	3-137
7 節	その他の生活支援	3-138
1.	生活支援情報の提供	3-138
2.	要配慮者（災害時要援護者）に配慮した食事の提供	3-138
3.	生活用品の提供	3-138
4.	在宅の要配慮者（災害時要援護者）への支援	3-139
5.	社会福祉施設及び入所者への支援	3-139
6.	通訳者の派遣	3-139
7.	当事者団体による支援活動に対する配慮	3-139
8.	介護保険サービスの利用促進	3-139
13 章	避難活動の実施	3-140
1 節	避難勧告等の発令と伝達	3-141
1.	避難情報を発令する	3-141
2.	避難情報の発令基準	3-144
3.	避難情報を伝達・報告する	3-146
4.	避難情報を解除する	3-148
2 節	避難を誘導する	3-149
1.	避難誘導を実施する	3-149
2.	住民等による避難を実施する	3-150
3 節	警戒区域を設定する	3-151
1.	警戒区域を設定する	3-151
2.	警戒区域を伝達する	3-152
3.	避難所へ受け入れる	3-153
4.	警戒区域を解除する	3-153
4 節	避難所等を開設する	3-154
1.	緊急避難場所を開放する	3-154
2.	避難所を開設する	3-154
3.	避難所開設を報告、通知する	3-154

4.	居住者等に周知する.....	3-155
5.	避難者を受入れる.....	3-155
6.	避難所を統合する.....	3-155
7.	避難所を閉鎖する.....	3-155
5節	避難所を運営する.....	3-156
1.	運営担当職員を派遣する.....	3-156
2.	避難所運営体制を確立する.....	3-156
3.	避難所を管理・運営する.....	3-157
4.	避難所を警備する.....	3-160
6節	避難所外避難者を支援する.....	3-161
1.	避難所外避難者を把握する.....	3-161
2.	避難所外避難者を支援する.....	3-161
3.	避難所外の要配慮者（災害時要援護者）に配慮する.....	3-161
4.	避難状況を連絡する.....	3-161
7節	帰宅困難者を支援する.....	3-162
1.	事業所・学校等による対策を実施する.....	3-162
2.	市の支援対策を実施する.....	3-162
3.	関係機関による支援対策を実施する.....	3-163
8節	広域一時滞在.....	3-164
1.	県内における広域一時滞在.....	3-164
2.	県外における広域一時滞在.....	3-164
3.	被災住民に対する情報提供と支援.....	3-164
14章	生活物資の供給.....	3-165
1節	飲料水を供給する.....	3-166
1.	給水需要を把握する.....	3-166
2.	給水活動の準備を行う.....	3-166
3.	広域応援を受入れる.....	3-166
4.	応急給水を実施する.....	3-166
5.	優先給水を実施する.....	3-168
2節	生活用水を供給する.....	3-168
1.	避難所井戸を利用する.....	3-168
2.	震災時協力井戸を利用する.....	3-168
3節	食糧・生活必需品を供給する.....	3-169

1.	食糧・生活必需品の需要を把握する	3-169
2.	食糧・生活必需品を確保する	3-169
3.	食糧・生活必需品を供給する	3-170
4.	食糧・生活必需品の関係帳簿等を作成する	3-171
15章	災害ボランティアの受入れ	3-172
1節	災害ボランティアを受け入れる	3-173
1.	災害ボランティアセンターを開設する	3-173
2.	兵庫県災害救援専門ボランティアに応援要請する	3-179
16章	こころのケア対策	3-180
1節	被災者の状況を把握する	3-181
2節	こころのケア対策を実施する	3-181
1.	被災者のこころのケア活動を実施する	3-181
2.	幼児・児童・生徒のこころのケア対策を実施する	3-182
3.	市職員のこころのケア対策を実施する	3-182
3節	大規模災害時にこころのケア対策を実施する	3-182
17章	緊急輸送及び交通規制の実施	3-183
1節	緊急輸送を行う	3-184
1.	市の緊急輸送実施体制を確立する	3-184
2.	緊急輸送道路を確保する	3-184
3.	輸送経路及び輸送手段を決定する	3-187
4.	関係機関及び住民等に周知する	3-187
5.	緊急輸送手段を確保する	3-187
6.	緊急通行車両を確認する	3-188
2節	関係機関に緊急輸送を要請する	3-189
1.	海上輸送を要請する	3-189
2.	航空輸送を要請する	3-189
3.	鉄道輸送を要請する	3-190
3節	交通規制を実施する	3-191
18章	災害警備の実施	3-194
1.	災害警備活動を実施する	3-195
2.	海上保安庁による海上警備活動を実施する	3-195

19 章	公共施設の応急対策の実施	3-196
1 節	公共施設の応急復旧を行う	3-197
1.	道路及び橋梁の応急復旧を行う	3-197
2.	河川・水路の応急復旧を行う	3-198
3.	防潮堤・護岸・砂防及び治山施設の応急復旧を行う	3-199
4.	公園緑地等の応急復旧を行う	3-199
2 節	ライフラインの応急復旧を行う	3-200
1.	上水道の応急復旧を行う	3-200
2.	下水道の応急復旧を行う	3-200
3.	電力施設の応急復旧を行う	3-201
4.	都市ガス施設の応急復旧を行う	3-205
5.	電気通信施設の応急復旧を行う	3-206
20 章	搜索活動・遺体収容の実施	3-209
1 節	行方不明者を搜索する	3-210
1.	行方不明者の存否を確認する	3-210
2.	行方不明者を搜索する	3-210
3.	安否情報の提供	3-210
2 節	遺体を収容・処置する	3-212
1.	遺体安置所を開設する	3-212
2.	遺体を安置する	3-212
3.	遺体を搬送する	3-212
4.	遺体を処置する	3-212
5.	遺体を火・埋葬する	3-212
21 章	廃棄物対策・保健衛生対策の実施	3-214
1 節	障害物を除去する	3-215
1.	障害物処理方法を検討する	3-215
2.	住宅・建築物関係の障害物を除去する	3-215
3.	道路障害物を除去する	3-216
4.	河川・港湾関係の障害物を除去する	3-217
2 節	廃棄物を処理する	3-218
1.	ごみ収集・処理体制を確保する	3-218
2.	ガレキ等を処理する	3-219
3.	一般廃棄物を処理する	3-220
4.	し尿を処理する	3-220

3節	環境対策を実施する	3-222
4節	防疫・保健衛生対策を実施する	3-223
1.	防疫活動を実施する	3-223
2.	保健衛生活動を実施する	3-224
3.	食品衛生対策を実施する	3-225
4.	ペットの保護を実施する	3-225
5.	入浴施設を確保する	3-226
22章	文教対策の実施	3-228
1節	学校教育を早期に再開する	3-229
1.	学校園の安全を確保する	3-229
2.	応急対策を実施する	3-229
3.	学校施設の復旧を行う	3-230
4.	応急教育を実施する	3-230
5.	震災・学校支援チーム(EARTH)に支援を要請する	3-231
6.	学校給食を実施する	3-231
7.	幼児・児童・生徒の健康を保持する	3-232
8.	学用品を調達、支給する	3-232
2節	社会教育関係施設等の応急対策を実施する	3-233
3節	文化事業等を早期に再開する	3-233
4節	文化財を保護する	3-233
23章	被災建築物及び宅地の危険度判定	3-235
1節	被災建築物の応急危険度判定を実施する	3-236
1.	被災建築物応急危険度判定実施本部を設置する	3-236
2.	被災建築物応急危険度判定を実施する	3-236
3.	兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会と連携を図る	3-237
2節	被災宅地の危険度判定を実施する	3-238
1.	危険度判定実施本部を設置する	3-238
2.	被災宅地危険度判定を実施する	3-238
3.	兵庫県宅地防災推進協議会と連携を図る	3-239
24章	被災者の生活再建支援	3-241
1節	住家被害認定を実施する	3-243
1.	被害家屋調査体制を確立する	3-243

2.	家屋被害認定士の応援を要請する	3-243
3.	住家被害認定を実施する	3-243
4.	再調査を実施する	3-244
2 節	り災に関する証明書を交付する	3-245
1.	り災に関する証明書を交付する	3-245
2.	り災に関する証明書の周知を図る	3-246
3 節	被災者の住宅を確保する	3-249
1.	応急仮設住宅を提供する	3-249
2.	公営住宅等を提供する	3-250
3.	応急借上げ住宅（みなし仮設住宅）を提供する	3-250
4.	被災住宅を応急修理する	3-250
5.	要配慮者（災害時要援護者）に配慮する	3-250
6.	各制度を広報する	3-250
4 節	災害救助法を適用する	3-251
1.	災害救助法を適用する	3-251
2.	滅失世帯を算定する	3-252
3.	災害救助法による救助を実施する	3-254
5 節	各種支援金を給付する	3-255
1.	義援金を受付け配分する	3-255
2.	災害弔慰金等を給付する	3-255
3.	被災者生活再建支援金	3-255
4.	災害援護金を給付する	3-255
6 節	貸付・融資その他資金等による支援を行う	3-256
1.	災害援護資金の貸付を行う	3-256
2.	生活福祉資金の貸付を行う	3-256
3.	「フェニックス共済」（兵庫県住宅再建共済制度）を活用する	3-256
4.	住宅金融支援機構資金（災害復興住宅融資）を活用する	3-256
5.	中小企業への融資を要請する	3-256
7 節	租税等の徴収猶予及び減免を行う	3-257
1.	租税の減免等の種類	3-257
2.	税等の徴収猶予の内容	3-257
3.	税等の減免の内容	3-258
8 節	職業斡旋等の支援を行う	3-259

4編 災害復旧・復興計画

1章 災害復旧計画	4-1
1. 災害復旧・復興方針の決定.....	4-1
2. 災害復旧計画事業の推進.....	4-1
3. 災害復旧事業に伴う財政計画.....	4-2
2章 災害復興計画	4-4
1. 計画の方針.....	4-4
2. 復興対策の手順.....	4-4
3. 災害復興体制の整備.....	4-5
4. 西宮市復興計画の策定.....	4-5

5編 津波対策計画

1章 総則	5-1
1節 本計画の目的	5-1
2節 計画の位置付け	5-1
3節 計画の性格	5-1
1. 計画の性格	5-1
2. その他留意事項	5-2
3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	5-2
4節 被害想定・地震津波想定	5-2
1. 西宮市の被害想定及び地震津波想定	5-2
2章 津波災害予防対策計画	5-8
1節 津波災害に対する防災体制を確立する	5-8
1. 物資及び人員等を備蓄配備する	5-8
2. 情報連絡体制を整備する	5-9
3. 防潮門扉等の閉鎖体制を整備する	5-9
4. 要配慮者（災害時要援護者）への対応体制を整備する	5-11
5. 防災研修及び防災訓練を実施する	5-11
2節 被害予防対策を推進する	5-12
1. 津波に関する各区域について	5-14
2. 津波防災インフラ整備について	5-14
3. 津波対応体制を確立する	5-15
3節 市民への啓発を行う	5-21
1. 市民への周知・啓発を行う	5-21
2. 学校園における津波防災教育を推進する	5-21
3章 津波災害応急対策計画	5-22
1節 災害対策本部を設置・運営する	5-23
1. 災害対策本部を設置する	5-23
2. 災害対策本部を運営する	5-23
2節 津波情報等を収集・伝達する	5-24

1.	津波予警報等の情報を収集・伝達する	5-24
2.	市民への広報を行う	5-27
3節	海岸保全施設と水門を閉鎖し、監視対策等を実施する	5-29
1.	海岸保全施設の応急対策を実施する（県・市）	5-29
2.	河川水門施設の応急対策を実施する（市）	5-30
3.	その他公共施設の緊急点検及び被害状況の把握を行う	5-30
4節	避難対策を実施する	5-32
1.	津波に備え避難する	5-32
2.	避難指示（緊急）を発令・解除する	5-38
3.	避難誘導を実施する	5-38
4.	避難者への対応	5-39
5.	避難所等を開設・運営する	5-39
6.	要配慮者（災害時要援護者）の避難を支援する	5-40
7.	避難指示（緊急）または津波警報解除時の対応	5-40
8.	避難後の救護	5-41
5節	その他の応急対策を実施する	5-42
6節	南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応を実施する	5-43
1.	気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表	5-43
2.	時間差発生等における円滑な避難の確保等を実施する	5-43